

ローンカード規定

(カードの利用)

第1条

1 東京三協信用金庫（以下『当金庫』といいます。）とのカードローン契約にもとづき開設したカードローン口座について発行したカードローンカード(以下「カード」といいます。)をカードローン契約にもとづく当座貸越取引(以下「カードローン」といいます。)に利用する場合は、次により取扱います。

2 カードは、カードローン口座（以下「貸越口座」といいます。）について、次の場合、当金庫の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下併せて「ATM等」といいます。）で利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がATM等の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)のATM等を使用してカードローン借入金の出金(以下「出金」といいます。)をする場合
- (2) 当金庫および当金庫がATM等の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)のATM等を使用してカードローン借入金の返済(以下「入金」といいます。)をする場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がATM等の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)のATM等を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

(自動機利用手数料等)

第2条

- 1 ATM等を使用して出金する場合には、当金庫または支払提携先所定のATM等の利用に関する手数料をいただきます。
- 2 ATM等を使用して入金をする場合には、当金庫または預入提携先所定のATM等の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- 3 自動機利用手数料は、出金または入金の時に、通帳および払戻請求書なしで、自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- 4 振込手数料は、振込資金の出金時に、通帳および払戻請求書なしで、自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先

に支払います。

(カードローン借入金の出金)

第3条

- 1 ATM等を使用して出金をする場合には、ATM等の画面表示等の操作手順に従って、ATM等にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 ATM等による出金は、ATM等の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- 3 ATM等を使用して出金をする場合に、出金請求金額と前条の自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その出金はできません。

(ATM等による振込)

第4条

- 1 ATM等を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合には、ATM等の画面表示等の操作手順に従って、ATM等にカードを挿入し、届出の暗証番号その他必要な事項を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

(カードローン返済金の入金)

第5条

- 1 ATM等を使用して入金をする場合には、ATM等の画面表示等の操作手順に従って、ATM等にカード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 ATM等による入金は、ATM等の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(ATM等の故障時等の取扱い)

第6条

- 1 停電・故障等によりATM等による取扱いができない場合には、窓口取扱時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより入金ができます。
- 2 停電・故障等によりATM等による取扱いができない場合には、窓口取扱時間内に限り、

当金庫が ATM 等故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより出金をすることができます。

- 3 第1項、第2項による入金または出金をする場合には、カードを提出のうえ、当金庫の定める手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められることがあります。
- 4 停電・故障等により ATM 等による取扱いができない場合には、窓口取扱時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

(カードによる入金・出金の金額等の通帳記入)

第7条

カードにより入金した金額、出金した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の ATM 等で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、入金または出金した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額はそれぞれ通帳に記入します。

(カード・暗証番号の管理等)

第8条

- 1 当金庫は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ出金を行います。
- 2 カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに出金の停止の措置を講じます。
- 3 カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

(偽造カード等による出金等)

第9条

偽造または変造カードによる出金については、本人の故意による場合または当該出金について当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

(盗難カードによる出金等)

第10条

当金庫が発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた出金については、次の各項号により取扱います。

(1) 当該出金について、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

ア カード盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

イ 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ウ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前号の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

ア 当該出金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

(イ) 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

(ウ) 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

イ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカード盗難にあった場合

(5) 前号ア(ア)の「重大な過失」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ア 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- イ 本人が暗証番号をカード上に書き記していた場合
- ウ 本人が他人にカードを渡した場合
- エ その他本人にアからウまでの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記アおよびウについては、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせた上でカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(6) 第2号における「過失」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア 次の（ア）または（イ）に該当する場合

（ア） 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、カードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

（イ） 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合

イ 次の（ア）のいずれかに該当し、かつ、（イ）のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

（ア） 暗証番号の管理

- ・当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- ・暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

（イ） カードの管理

- ・カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- ・酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

ウ その他ア、イの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(カードの紛失、届出事項の変更等)

第11条

- 1 カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- 2 暗証番号は前記(1)によるほか、当金庫所定のATMを使用して変更することができます。ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を入力してください。この場合、前記(1)における書面による届出の必要はありません。
- 3 成年後見制度に関する家庭裁判所の審判(補助・補佐・後見・任意後見等)を受けられた場合には、直ちに成年後見人等(補助人・保佐人・任意後見人等)の氏名その他必要な事項を当金庫所定の届出書によって届出てください。また、カードは取引店へご返却ください。

(カードの再発行)

第12条

- 1 カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 2 カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

(ATM等への誤入力等)

第13条

- 1 ATM等の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先、支払提携先、振込提携先のATM等を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様です。
- 2 カードによる窓口での入金または出金をする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- 3 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って入力した場合には、そのカードは無効になりカードのご利用ができなくなります。この場合、当金庫所定の再発行手続きが必要となります。

(解約、カードの利用停止等)

第14条

- 1 解約その他カードローン取引の終了に際しては、カードを当金庫に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- 2 カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにカード返却してください。

3 次のいずれかに該当する場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 次条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合

(譲渡、質入れ等の禁止)

第 15 条

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

(規定の適用)

第 16 条

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定、振込規定およびカードローン契約規定により取扱います。

(規定の変更)

第 17 条

1 この規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

2022 年 3 月現在